

愛知県環境影響評価審査会名古屋三河道路部会 会議録

1 日時 2025 年 5 月 12 日（月）午後 3 時から午後 3 時 30 分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 議事

（1）部会長の選任について

（2）名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）計画段階環境配慮書について

4 出席者

（1）委員

渡邊委員

【オンライン出席】

塚田部会長、阿部委員、伊藤委員、長田委員、庄子委員、横田委員

（以上 7 名）

（2）事務局

環境局：平野技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、高橋担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査

（以上 7 名）

（3）事業予定者等

4 名

5 傍聴人

なし

6 会議内容

（1）開会

（2）議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料 1 について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、塚田委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、塚田部会長が長田委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、塚田部会長が横田委員と渡邊委員を指名した。

イ 名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）計画段階環境配慮書について

- ・ 資料 2、資料 3 について、事務局から説明があった。
- ・ 資料 4 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【渡邊委員】 A ルートや B ルートは集落・市街地を通過することになる。集落・市街地に道路を通すことが現実的に可能なのか。その点については、配慮書の

審査においては考慮しなくてもよいのか。

【事業予定者】集落や市街地を通過するルートになった場合でも、予測・評価結果に基づき、騒音であれば、必要に応じて遮音壁を立てるなどの配慮をしながら事業を進めていく。

【事務局】環境影響評価手続としては、これから現地調査を行い、予測・評価を行っていく。その予測・評価結果をもって事業予定者が住民に説明を行い、事業を進めていくことになる。

現実的に道路を通すことが可能かということについては、住民との話合いの状況に応じて検討されていくと考えている。

【渡邊委員】配慮書段階では特にその点について考慮しなくてもよいということか。

【事務局】おっしゃるとおり、事業の実現可能性というところまでは考慮しない。

【渡邊委員】了解した。

【塚田部会長】事務局から説明のあった部会報告（案）について、特段、修正を要する意見はないため、この案のとおり部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等なし）

【塚田部会長】異議なしとされたので、このまま部会報告とする。

（３）閉会